平成２７年度第２回旭川市男女共同参画審議会　開催結果報告

日　時　平成２７年１０月１３日（火）１８：３０～２０：３０
場　所　旭川市総合庁舎議会棟２階　第４委員会室
出席者　委員　１０人
　浅野委員，上村委員，大野委員，香川委員，勝浦委員，佐々木委員，佐藤委員，塩尻委員，島倉委員，須藤委員（50音順）
（欠席）：足立委員，山本委員
事務局　２人
　高桑男女共同参画担当課長，丸谷
傍聴者　０人

資料１　男女共同参画基本計画中間年の見直しについての市の考え方（案）
資料２　男女共同参画基本計画中間年見直し（案）新旧対照表
資料３　男女共同参画基本計画中間年見直し（案）変更内容
資料４　男女共同参画啓発リーフレット（案）
資料５　「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成２６年度主要事業実施報
資料６　告書
資料７　「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標の進行管理
附属機関の委員の就任状況（平成２７年４月１日現在）
参考1
第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）
参考2　概要
参考3　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要
参考4　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要
チラシ「女性活躍推進法が成立しました!」

会議内容

議題
(1)　「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成２６年度主要事業実施報告書について
(2)　「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間年見直しの検討について
(3)　その他

１　開会
事務局　：・過半数の出席であり，旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例施行規則第１１条第３項の規定により会議が成立していることを報告。

・本日が第６期委員の任期中最後の審議会となる見込みであり，総合政策部長より御礼の挨拶。（挨拶後退席）

事務局　：・資料の確認

２　議題

議題(1)　「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成２６年度主要事業実施報告書について

事務局：・（資料５「あさひかわ男女共同参画基本計画」平成２６年度主要事業実施報告書，資料６「あさひかわ男女共同参画基本計画」数値目標の進行管理，資料７附属機関の委員の就任状況（平成２７年４月１日現在）について概略説明）

会　長：・このことについて，意見，質問等はあるか。

・附属機関「小児慢性特定疾病審査会」で女性委員が０となったことについて，委員選任基準の対象となる役職の女性を増やしていくという抜本的なところへの男女共同参画が進んでいないということだろう。

委　員：・附属機関の委員の選出について積極的に女性を登用するように働きかけが必要なのではないか。

事務局：・団体からの推薦に当たっては，単純に会長，副会長という役職ではなく，女性を積極的に推薦してもらうように各部局に呼びかけてはいる。なかなか増えない状況があるので，女性の登用について理解を進めていく必要があると考えている。

会　長：・本日が第６期最後の審議会である。本日の審議内容については，ぜひ次の委員にも引き継いでいただきたい。

・その他意見はあるか。

委　員：・中間年ということなので，数値目標で現状値と目標値がかけ離れている項目について見直すことは行うのか。

事務局：・議題(2)中間年の見直しで御説明するが，事務局案としては数値目標を大きく見直すことは予定していない。

委　員：・（資料６）項目№.５「市職員の男性の育児休業取得率」や№.９「旭川市総合体育館スポーツ教室　女性受講者数」など現状値が中間目標とかけ離れている項目あるが。

委　員：・せっかく数値目標を設けているので，達成に至っていないものについては，何らかの働きかけが必要だと感じる。特に№.５「市職員の男性の育児休業取得率」については，頑張って取得率をあげていただきたい。

委　員：・男性の育児休業取得率については，どのように算出しているのか。

事務局：・出産祝い金の申請により育児休業取得の対象と分かっている職員を分母として算出している。取得期間には関わらない数値である。

・男性職員の育児休業取得率の数値目標については，次世代育成法に基

づき第２次旭川市次世代育成支援特定事業主行動計画【前期計画】において定めている。

委　員：・平成２６年度の事業報告にしても，中間年の見直しにしても，その年にどの分野に力をいれて進めてきたかがわからないと，評価ができないと思う。

委　員：・何度毎の取組というのはあるのか。

事務局：・本市には色々と計画があり，重点分野というのを決めている計画と，そうでない計画があり，男女共同参画については後者。分野が広いので，特に決めてはいない。

委　員：・昨年度に比べて数値目標が伸びている項目については，その分野に力を入れたためと言えると思う。特に力を入れているところが分かれば，判断もしやすい。毎年やらなければならない事業と棲み分けをしてもいいのではないか。

事務局：・市では，全体の計画として旭川市総合計画として定め，男女共同参画基本計画については個別計画にあたる。この総合計画の中で，重点目標はあるが，男女共同参画基本計画の主要事業実施報告書には結びつけてはいない。

委　員：・平成２８年度からは第８次総合計画が始まるが，それも毎年度重点目標を定めるわけではないと記憶している。

委　員：・主要事業といっても毎年変わらないのでは市民にわかりにくいのではないかと思った。

委　員：・男女共同参画を推進するための主要事業ということで，その年の主要事業ということではないと思うが，推進している状況がわかりやすい見せ方をお願いする。

(2)　「あさひかわ男女共同参画基本計画」中間年見直しの検討について

委　員：・審議会として取りまとめた意見については，いつの時点で反映されるのか。

事務局：・当初の予定では，年度内に整理を終える予定であったが，女性活躍推進法が成立したため，そちらとの関連があり未定。女性活躍推進法では，推進計画策定が市町村の努力義務となっているが，男女共同参画基本計画と一体としてもいいという基本方針もあり，事務局としては，中間年の見直しに合わせて一体化する方向で考えている。どのような内容を盛り込むかなど新たな課題も生じているため，年度内に終えられるかが未確定の状態。

・メンバーが変更となっても，男女共同参画審議会としての審議は継続していくことになるので，本日諮問を行うが，今回の審議会の意見，及び新しいメンバーでの審議会の意見について，答申として取りまとめ，それを踏まえて見直しをしていきたい。

・中間年の見直しについて，旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例第１５条第３項及び第５項の規定に基づき，勝浦会長へ諮問。

・（資料１「男女共同参画基本計画中間年の見直しについての市の考え方（案）」，資料２「男女共同参画基本計画中間年見直し（案）新旧対照表」，資料３「男女共同参画基本計画中間年見直し（案）変更内容」について概略説明）

・併せて資料1・1ページ「方向性(1)女性に対する暴力根絶についての意識の浸透」の表現についても意見をいただきたい。

会　長：・このことについて，意見，質問等はあるか。

委　員：・事務局案のとおり，方向性の変更は要しないだろうと思う。しかし，１０年間というスパンの中で，毎年同じ事業が実施されていくことになるのではないか。できれば，各部署が男女共同参画社会の実現に向け，事業を構築していくようになればよい。また，事業報告書においても新規事業の説明や成果をみせていくのが良いのではないかと思う。

・例えば，教育の分野であれば，札幌市では教員向けの「指導資料男女平等教育」や小中学校向けに副読本も発行されている実態があるので，そういった事業も考えられるのではないか。そうした当初計画に囚われない新たな事業の創出が色々な部署でなされることを期待したい。

事務局：・施策の方向性に関わる個別の事業については，継続して取り組まれているものも多いが，年間いくつかの事業については，見直しの中で入れ替わりはあると思う。毎年各部予算編成時期に事業の構築を検討しているが，そこに男女共同参画の視点で推進してもらえるよう，事務局としても努力しなければならないと感じている。

委　員：・長く男女共同参画に携わっているが，年々パワーダウンしていると感じている。予算も事業も縮小しているが，計画の残りの期間もこれ以上パワーダウンしないように頑張っていただきたい。

・資料１・３ページ「子育て支援体制の充実」に関連する数値目標№１２「留守家庭児童会設置数」，№１５「休日保育の実施数」，№１７「病児・病後児保育の実施数」について，これらは本当に数が足りないように思う。ここの施策を充実させないと，女性の活躍にはつながらない。この部分の数値目標を見直す必要はないとは言えないのではないか。

委　員：・子育てに関して，大手の女性の多い企業では，企業内保育を設置しているところもあるが，旭川市で考えると，市役所が該当すると思う。市役所の中に，企業内保育を設けることができれば，地域の保育所にも空きができ，待機児童の解消にもつながるし，また市民が市役所に来庁したときに，子どもを預けて用事を足すなどもできるのではないか。これくらい大胆な発想で取り組んでもいいのではないだろうか。

委　員：・子育て支援センターもあるが，働く女性には対応していないだろう。

ぜひ両立支援に関わる数値目標は見直して欲しい。

委　員：・留守家庭児童会を増やして欲しいというニーズはあるのか。

事務局：・待機児童は現状としているので，ニーズもあると思う。一方で留守家庭児童会の設置数は増えているので，それに伴いニーズも増えているのだと思う。

委　員：・数値目標が一人歩きし，留守家庭児童会の数を増やしたとしても，受け入れる環境の質が維持されるかという問題もあると思う。その点も留意しながら進めていただきたいと感じている。

委　員：・資料５・３１ページの№.４４「病後児保育事業の充実」では，評価がＡとなっているが，理由に「利用は少ないが，…」とある。利用が少ないということは，利用者が使いにくいということではないかと思う。預けたいけど，子どもの病気の状況によっては預けられないという実態があるのに，評価はＡというのが疑問に思っていた。こうした現状と評価の違いをどこに訴えればいいのかとも感じていた。

・子育て支援センターについては，利用者が増えているのは事業内容も増えているため。今回，資料１・３ページの市の考えで数値目標の変更についてふれているが，「地域子育て支援センター」は増やすわけではないが，「利用者数」は増やしていくのかと疑問に感じた。

委　員：・評価については，第３者が評価しているのか。内実を掘り下げれば，評価が伴っていない部分も多いのではないか。

事務局：・評価は各部局の自己評価である。

会　長：・評価方法についても意見はないか。

委　員：・評価の仕方について見直してもいいかもしれない。

委　員：・資料５・８ページに評価の方法が掲載されているが，２回自己評価をやっていることになっている。外部の人が評価してもいいのではないか。

・見直しに関わって，分野ごとに協議し積み重ねていくという方法もあるかと思うが時間がないか。

委　員：・一つ一つ検証するのは時間的に難しいと思うが，今回の審議会で出た評価について要検討という意見や札幌市の指導資料や副読本作成の必要性など，次の審議会にも引き継いで討議いただきたい。

委　員：・資料２・６ページのＧＧＩはもう使われていない。ＧＧＧＩではないか。（資料３・４ページも同様）

事務局：・確認する。※ＧＧＩは2007年からＧＧＧＩとなっているので修正する。順位についてはそのまま。

委　員：・先ほど言っていた病後児保育事業の充実については，確認してみてはどうか。

委　員：・病後児保育事業についても，どこでもやれる事業ではないことは理解している。ただ，児童センターなどは指定管理の導入が進み，市立の保育所自体も少なくなっているという状況で，子育て支援につながる

のかと思う。

委　員：・そういった実態もふまえて評価Ａになるのはいかがかと思う。実態としてすぐに改善できなくても，認識は違うのではないか。

委　員：・子育て支援を充実させるために現場の声を反映してほしい。

委　員：・次の審議会でも見直しに関する意見は聴取するのか。ぜひ，次にも本日の意見を反映していただきた。

事務局：・本日で結論が出ないようであれば，継続して審議いただく。

会　長：・他に意見はないか。

委　員：・評価について，設定された目標値を対して決めているのだと思う。数値目標№１７病児・病後児保育の実施数についても，１か所しかなかったところが２か所になったこともあり，個別事業№４４病後児保事業の充実の評価Ａとしたのではないかと思う。

・確かに現場の声としてまだまだ足りないという意見はあると思うが，審議会としては，個別事業ではなく，全体を見てこうすれば良くなるのではないか，という議論ができればよいのではないかと思う。範囲が広すぎて全てを見るのは難しいと思うが。

会　長：・市の施策を審議する場なので，色々な意見を述べるのも役割かと思う。

委　員：・審議会委員を６年続けたが，この６年でトーンダウンしたと感じている。農協，農村に対して市の方から積極的に啓発，情報提供していただきたい。

委　員：・子どもを預けられる場を充実するなど，子育て環境が改善されていかないと，民間企業では，子育てのために辞めなければ行けない現状がある。そうなると，企業側にとっても不利なことだと思う。旭川の活性化にとっても，子育て環境の改善は必要なので，もっと力をいれていただきたいし，話し合っていただきたい。また，話し合った結果についても，示していただくことで，次につながるのではないかと思う。

委　員：・重点をどこにおくといいかについては，やはり教育の現場が一番効果的であると思う。教育の現場で，どんな工夫をしていくかで大きな効果が得られると思う。

(3)　その他

ア　男女共同参画啓発リーフレットについて

事務局：・（資料４男女共同参画啓発リーフレット（案）について概略説明）

・前回の審議会で，審議会の場でお示しするということになっていたので，意見等いただきたいが，後日でも構わない。

委　員：・原寸であれば，字が小さいように思う。そのためにも文章も短くしなければいけないだろう。

事務局：・了解した。これは，出前講座や研修会等で配付する。その他，教員用の参考資料として各学校数部ずつ配付したいと考えている。内容につ

いて今後学校教育部とも協議したいと考えている。
・ホームページにも掲載し，ダウンロードできるようにする。

イ　女性活躍推進法について

事務局：・（参考資料２女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要，参考資料3女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の概要，参考資料4チラシ女性活躍推進法が成立しました!について概略説明）
・市内で行動計画策定の対象となる301人以上の労働者を雇用する企業は19社（※北海道労働局調べ。）旭川市では，北海道労働局と合同で来年1月の中旬に，企業向け説明会をときわ市民ホールにて行う予定。
・10月31日（土）大人女子も男子も学園祭，11月3日（火・祝）男女共同参画に関する模擬議会の周知。

会　長：・私も今期で最後。委員の皆様の活発な御意見に感謝する。皆様の御意見が市の施策に少しでも反映されるように願っている。

以上